

令和8年6月16日  
健康福祉常任委員会

# 令和8年度 事務概要

兵庫県福祉部

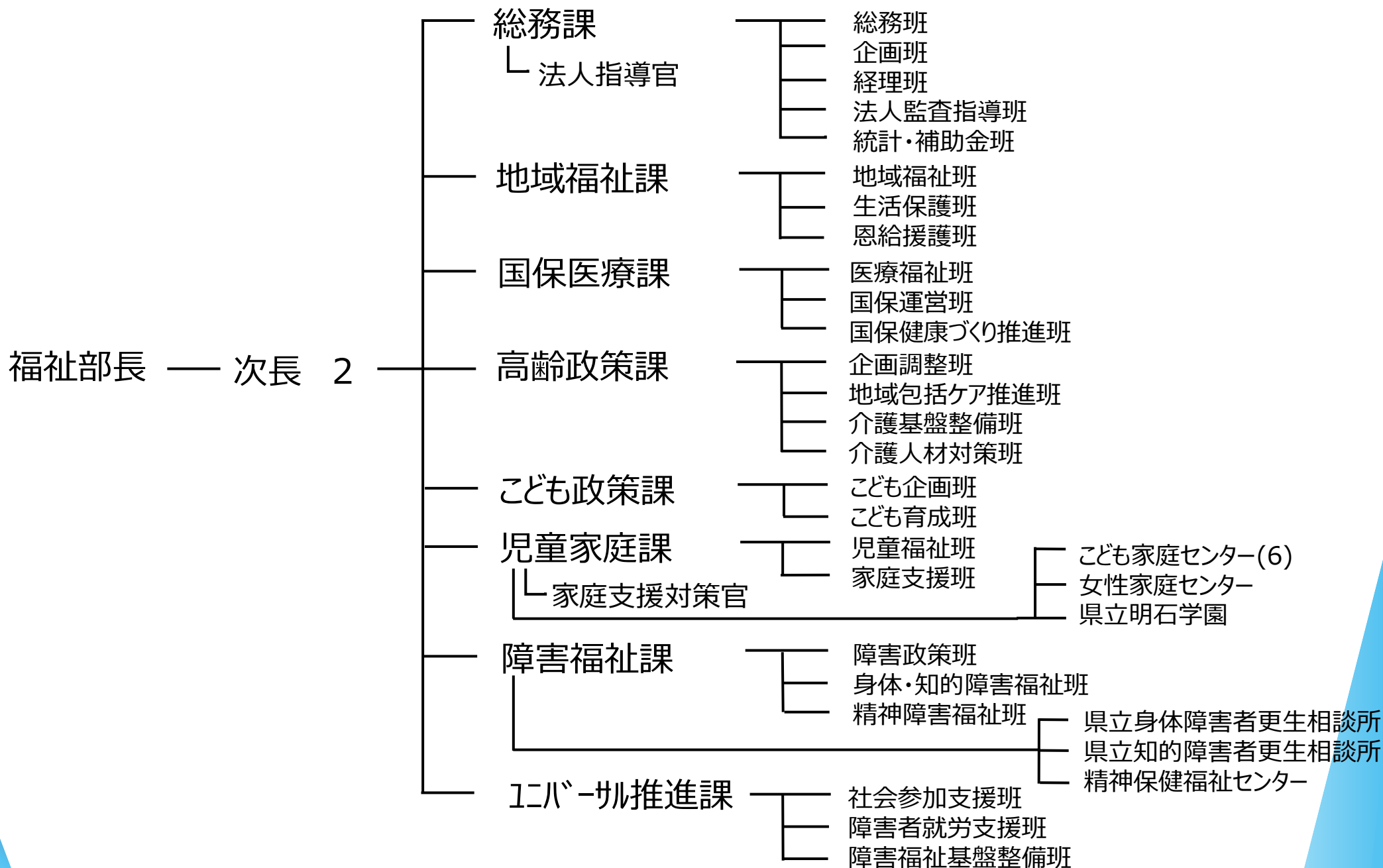
# 目次

組織図	.....	03
職員現員表	.....	06
附属機関一覧表	.....	08
重要施策体系表	.....	09
重要施策	.....	10
当初予算の概要	.....	33

## 参考資料

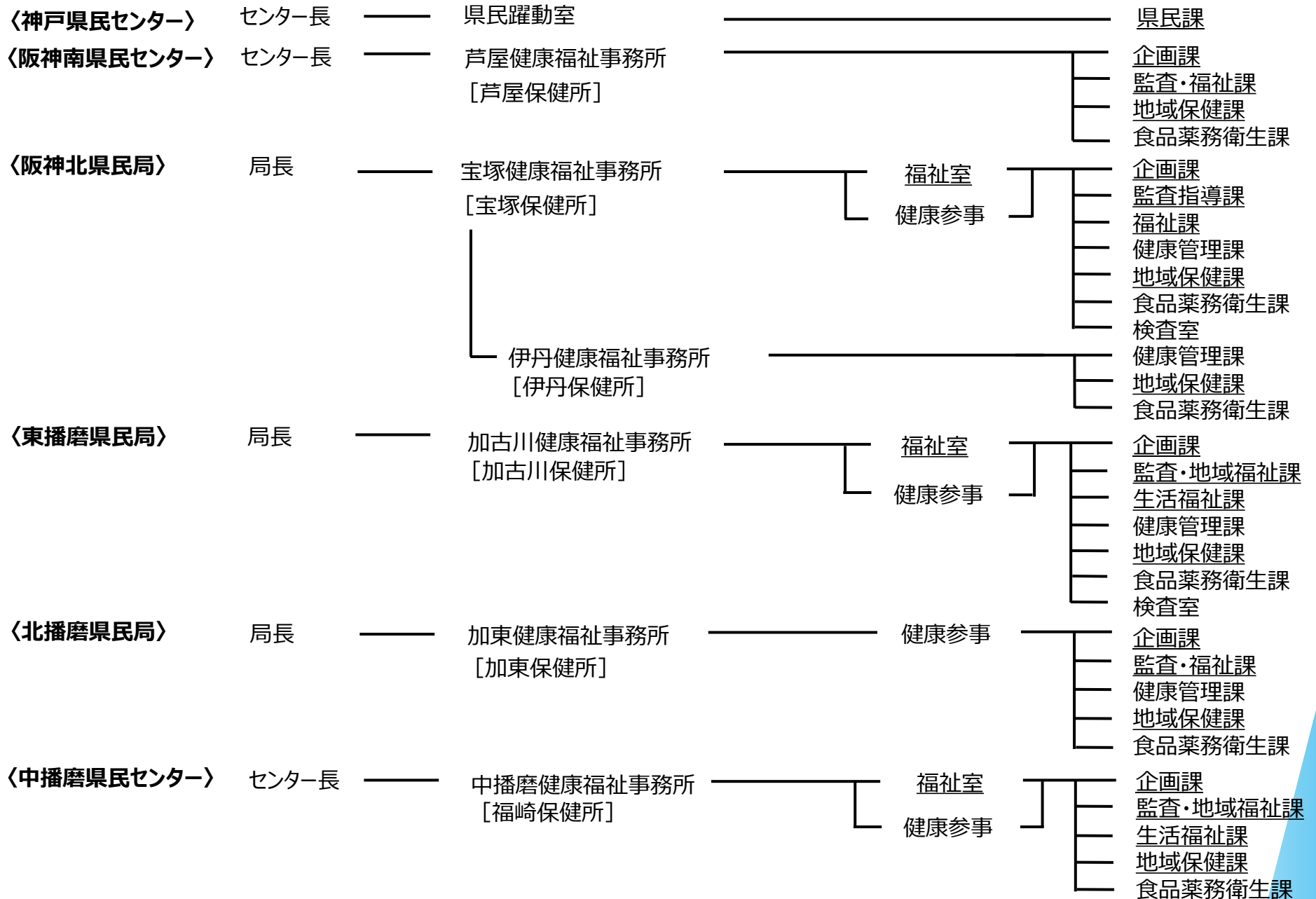
地方機関等一覧表	.....	34
事務分掌	.....	35

# 福祉部組織図 (令和8年4月1日現在)

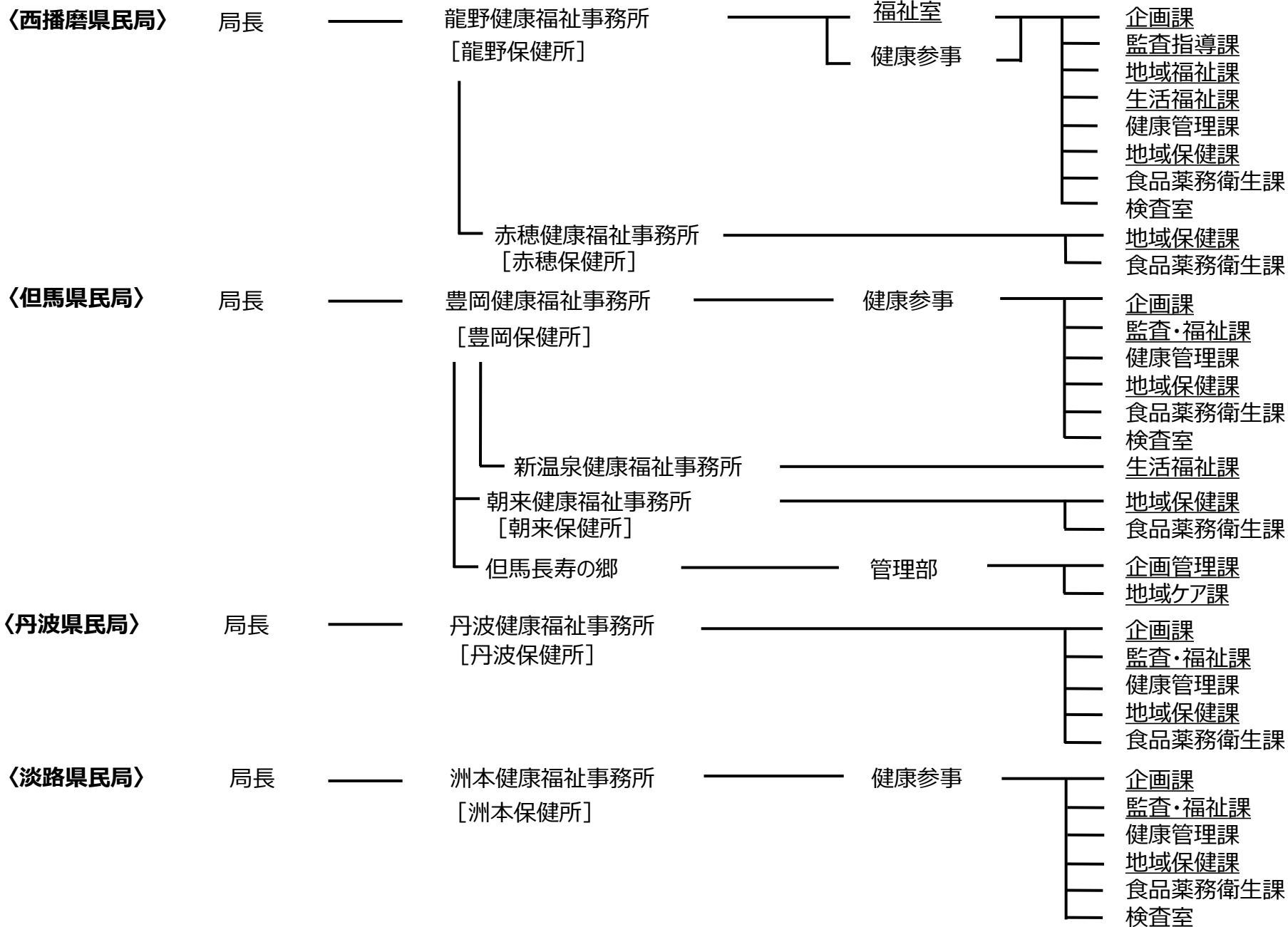


# 県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)



# 県民局及び県民センター組織図



## 職員現員表

06

課名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
総務課	28	28		
地域福祉課	22	21	1	
国保医療課	16	14	2	
高齢政策課	29	26	3	
子ども政策課	16	15	1	
児童家庭課	19	15	4	
障害福祉課	23	17	6	
ユニバーサル推進課	18	18		
<b>本庁計</b>	<b>171</b>	<b>154</b>	<b>17</b>	

※令和8年4月1日現在  
 ※再任用職員（短時間）を除く

地方機関又は 派遣団体名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
中央子ども家庭センター	64	14	50	
西宮子ども家庭センター	40	10	30	
川西子ども家庭センター	83	12	71	
加東子ども家庭センター	21	4	17	
姫路子ども家庭センター	48	15	33	
豊岡子ども家庭センター	13	4	9	
女性家庭センター	8	6	2	
明石学園	25	4	18	3
身体障害者更生相談所	10	9	1	
知的障害者更生相談所	8	3	5	
精神保健福祉センター	19	2	17	
<b>地方機関計</b>	<b>339</b>	<b>83</b>	<b>253</b>	<b>3</b>
(社福)兵庫県社会福祉協議会	4	4		
(社福)兵庫県社会福祉事業団	4	0	4	
<b>派遣団体計</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>0</b>
<b>福祉部計</b>	<b>518</b>	<b>241</b>	<b>274</b>	<b>3</b>

## 職員現員表

07

事務所名等	現員	現員の内訳			事務所名等	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職			事務職	技術職	技能 労務職
〈阪神南県民センター〉					〈但馬県民局〉				
芦屋健康福祉事務所	26	8	18		豊岡健康福祉事務所	41	11	30	
〈阪神北県民局〉					新温泉健康福祉事務所				
宝塚健康福祉事務所	55	18	37		朝来健康福祉事務所	18	3	15	
伊丹健康福祉事務所	35	4	31		但馬長寿の郷	10	3	7	
〈東播磨県民局〉					〈丹波県民局〉				
加古川健康福祉事務所	61	19	42		丹波健康福祉事務所	33	8	25	
〈北播磨県民局〉					〈淡路県民局〉				
加東健康福祉事務所	41	12	29		洲本健康福祉事務所	39	9	30	
〈中播磨県民センター〉					<b>県民局等計</b>				
中播磨健康福祉事務所	33	16	17		<b>総計（県民局等を含む）</b>	<b>976</b>	<b>390</b>	<b>583</b>	<b>3</b>
〈西播磨県民局〉					※令和8年4月1日現在				
龍野健康福祉事務所	52	21	31		※再任用職員（短時間）を除く				
赤穂健康福祉事務所	19	3	16						

# 附属機関一覧表

(令和8年4月1日現在)

08

名称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課室等
社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務	—	3年	地域福祉課
国民健康保険 審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（資格確認書の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
後期高齢者医療 審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
兵庫県国民健康 保険運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務	14人	3年	国保医療課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	9人 以上 69人 以内	3年	高齢政策課
子ども・子育て 会議	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	33人 以内	2年	こども政策課
認定子ども園 審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に基づく幼保連携型認定子ども園の設置の認可及び知事の諮問に応じ、幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園にかかる認定の調査審議に関する事務	10人 以内	4年	こども政策課
障害福祉審議会	障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者総合支援法第89条に規定する都道府県障害福祉計画の策定に係る意見聴取、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議、並びに障害者総合支援法第97条及び児童福祉法第56条の5の5に規定する市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	30人 以内	3年	障害福祉課
精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による入院者の定期的報告及び入院等の各種届出並びに退院等の請求に関し必要な事項の審査に関する事務	30人	2年	精神保健 福祉センター

# 1. 福祉部重要施策体系表

## 安全安心な福祉社会の実現

<b>I .地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実</b>	<b>(608,613,298千円)</b>
1.地域福祉施策の推進と 社会福祉法人の適正運営の確保	(10,701,359千円)
2.国民健康保険事業等の推進	(597,911,939千円)
<b>II .高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実</b>	<b>(164,505,914千円)</b>
1.高齢者の地域生活を支える施策等の推進	(92,455,718千円)
2.子ども・子育て支援の推進	(50,188,158千円)
3.児童虐待・DV防止対策等の推進	(21,862,038千円)
<b>III .ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援</b>	<b>(73,279,569千円)</b>
1.ユニバーサル社会づくりの推進	(15,390,153千円)
2.障害福祉施策の推進	(57,711,304千円)
3.自殺防止対策の推進	(178,112千円)

## 2. 令和8年度重要施策

### I .地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

#### 1 .地域福祉施策の推進と 社会福祉法人の適正運営の確保

( 10,701,359千円)

#### 2 .国民健康保険事業等の推進

( 597,911,939千円)

(単位：千円)

所要経費 の要求額	財 源 内 訳			
	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
608,613,298	133,729,055	343,242,069	1,000	131,641,174

# 1. 地域福祉施策の推進と社会福祉法人の適正運営の確保

## (1) 地域福祉の推進

- 「第5期兵庫県地域福祉支援計画」(計画期間：R6年度～R10年度)の市町への普及を図り、市町による「地域福祉計画」に基づく地域福祉の推進等を支援
- 多様な地域生活課題に対応できる包括的な支援体制の全市町での構築を目指し、後方支援を実施
  - ・ 重層的支援体制整備事業の実施市町：令和8年度(見込)：20市町（令和6年度：8市、令和7年度：17市）
- 全県的な権利擁護の担い手養成等を推進
  - ・ 研修の実施（権利擁護サポーター等養成研修、法人後見実施法人等養成研修、意思決定支援研修）
- 孤独・孤立対策の推進
  - ・ 関係団体の参画を得て県域でのプラットフォームを立ち上げ、公民連携による支援体制を整備
- 民生委員・児童委員等の活動促進等
  - ・ 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策
- 【拡】 民生委員協議会機能強化補助事業の補助単価見直し（1協議会当たり80千円⇒200千円）
- 子ども食堂への支援（ふるさとひょうご寄附金を活用）
  - ・ 子ども食堂の立ち上げにかかる費用を助成
  - ・ 子ども達の自宅へ見守りも兼ねて弁当を届けるアウトリーチ活動への補助



子ども食堂

## ● ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の推進

区分	内容
相談窓口の運営	当事者や支援関係者からの相談を電話・LINEにより受付併せて、若者ケアラー向けメンタルサポート事業を実施
当事者支援グループ活動の推進	地域のピアサポート団体による現地交流会への補助 地域を問わず参加できるオンライン交流会を開催
支援者向け研修の実施	基礎研修（ヤングケアラーの実態、気づきの視点等） 応用研修（多職種連携等）研修を開催
配食支援の実施	ヤングケアラーの家事負担の軽減に加え、家庭の状況把握と必要な支援につなげるため配食を実施
<b>【拡】</b> 高校生向けヤングケアラー実態調査の実施	ヤングケアラーを早期に把握して個別支援につなげるため、県下の全高校生を対象に実態調査を新たに実施



ヤングケアラー相談窓口



若者ケアラー向けメンタルサポート

## (2) 生活保護世帯・生活困窮者等への支援

- 生活保護の適正な実施
- 生活困窮者に対し、生活相談、就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付等を実施
  - ・ 改正生活困窮者自立支援法(令和7年4月1日施行)を踏まえ、住まいに対する相談体制を強化
- 生活福祉資金の貸付など必要な支援を実施
- 公民が連携して食品配布等に取り組む「ひょうごフードサポートネット」参画団体による活動を支援
  - ・ 配食を行う子ども食堂等へのサポートネット参画団体（フードバンク等）による食材提供を支援

### (3) 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

- 先の大戦による犠牲者への慰藉事業、戦傷病者・戦没者遺族等援護にかかる事業を推進
- 県遺族会と連携した語り部活動の推進など、戦争の記憶を次世代へ伝承する取組を推進



学校での語り部活動



JR三ノ宮駅高架機銃掃射痕  
(県HPで「戦争の痕跡」として紹介)

### (4) 社会福祉法人の適正運営の確保

- 効果的に指導・監査を実施
- 財務や運営に問題を抱える法人の経営破綻等の未然防止に取り組む

## 2. 国民健康保険事業等の推進

### (1) 国民健康保険事業の運営

#### ① 安定的な財政運営

- 県は市町等とともに保険者となり、財政運営主体として国民健康保険事業特別会計を設置し、国保財政の安定した運営を図る

< 国民健康保険事業特別会計の財政の仕組み（令和8年度予算要求額4,720億円） >

県が市町ごとの納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町に支払う

保険料等：1,678億円	公費：1,483億円	支援金：1,559億円
納付金 1,473億円	国調整交付金(9%) 347億円	前期高齢者交付金 1,559億円
	定率国庫負担(32%)等 888億円	
高額医療費負担金等 205億円	県繰入金(9%) 248億円	

< 本県の国民健康保険制度の状況（令和6年度（速報）） >

	被保険者数 (R7.3月末)	国民健康保険 医療費総額	被保険者1人当 医療費	被保険者1人当 年間保険料(税)
市町	932,686人	427,798百万円	444,421円	101,495円
組合	97,048人	22,848百万円	233,180円	202,320円
県全体	1,029,734人	450,646百万円	424,906円	110,809円
前年比	95.7%	96.5%	101.1%	105.2%

- 保険料水準の統一（同一所得・同一保険料）に向け、全市町合意のもと改定した「兵庫県国民健康保険運営方針」等に基づき、市町に対して必要な支援を実施

＜第3期国保運営方針（R6年度～R11年度）目指す方向性＞

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| ① 国保財政の安定的な運営 | ⑤ 医療費の適正化             |
| ② 保険料水準の統一    | ⑥ 市町事務の標準化・広域化・効率的な運営 |
| ③ 保険料徴収の適正な実施 | ⑦ 保健医療・福祉サービスとの連携     |
| ④ 保険給付の適正な実施  |                       |

## ② 予防・健康づくりの推進

- 市町が実施する特定健診・特定保健指導の実施率向上対策、生活習慣病の重症化予防、健診・レセプト等のデータ分析に基づく保健事業を支援

## (2) 後期高齢者医療制度への支援

- 後期高齢者医療広域連合や市町への助言
- 医療給付費等の財政支援等の実施

## (3) 福祉医療制度の実施

- 県・市町協調事業として、高齢期移行者、重度障害者・高齢重度障害者、乳幼児等・子ども、母子家庭等に対し、医療保険制度における自己負担額の一部を助成

- 【**拡**】● 国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用を可能とする制度に改正（令和8年7月）



生活習慣病の重症化予防

## Ⅱ.高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

### 1.高齢者の地域生活を支える施策等の推進

( 92,455,718千円)

### 2.子ども・子育て支援の推進

( 50,188,158千円)

### 3.児童虐待・DV防止対策等の推進

( 21,862,038千円)

(単位：千円)

所要経費 の要求額	財 源 内 訳			
	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
164,505,914	7,070,998	8,223,414	816,600	148,394,902

# 1. 高齢者の地域生活を支える施策等の推進

## (1) 介護サービスの充実・強化

地域の実情や中長期的な介護ニーズの見通しに応じて、施設サービスと居宅サービスのバランスのとれた介護サービスの基盤整備を推進

### ① 介護保険施設の整備の推進

＜特別養護老人ホームの整備状況＞

	R3(2021年) 実績	R4(2022年) 実績	R5(2023年) 実績	R6(2024年) 実績	R8(2026年) 計画
特養（定員）	27,875	28,183	28,463	28,949	30,024



特別養護老人ホーム

### ② 在宅生活を支える定期巡回・随時対応サービスや看護小規模多機能型居宅介護の参入支援

＜居宅サービス基盤の整備状況（定期巡回・看護小規模多機能）＞

	R3(2021年) 実績	R4(2022年) 実績	R5(2023年) 実績	R6(2024年) 実績	R12(2030年) 計画
定巡+看多機(事業所)	128	139	149	158	300
定期巡回	79	85	92	98	
看護小規模多機能	49	54	57	60	

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



### ③ 自立支援・重度化防止等への取組

- 自立支援・重度化防止の取り組みや、働きやすい職場環境づくり、ノーリフティングケアの取り組みなど、幅広い好事例の取り組みを県内事業者にも周知し、横展開を推進

## (2)介護人材の確保対策の推進

### ①多様な人材の参入促進

- 外国人介護人材の受入促進と定着支援
- 【新】・海外現地での介護職員初任者研修の開講支援により即戦力となる外国人介護人材を確保
- 元気高齢者等が介護の周辺業務を担う「ひょうごケア・アシスタント」の普及
- 奨学金返済支援等による若年層の定着促進
- 総合衛生学院介護福祉学科の運営
- 訪問介護の提供体制・確保支援

### ②定着促進・キャリア支援

- 介護福祉士資格に必要な実務者研修の地方部での開講支援
- 介護職員等处遇改善加算の取得支援

### ③働きやすい職場づくり

- 介護ロボットの導入・ICT化等による介護現場の生産性向上と働きやすい職場づくり
- 「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」の運営
- 【新】・生産性向上アドバイザーを配置し、テクノロジー導入後のフォローアップを実施
- 【新】・生産性向上に先導的に取り組む「生産性向上マイスター事業所」を認定し、視察受入・訪問による助言で横展開を強化
- ケアプランデータ連携システムの活用促進
- 【新】・データ連携の促進と横展開に向けたモデル地域づくりを行う市町を支援
- 訪問看護師・訪問介護員(ホームヘルパー)等のハラスメント対策
- 【拡】・2人訪問費用補助の同行者にケア・アシスタント等を追加

### 社会福祉法人等奨学金返済支援制度

対象年齢：40歳未満

補助期間	補助総額	※ 対象法人の要件
最大17年	306万円 (うち県204万円)	ミモザ法人 + ワーク・ライフ・バランス認定・表彰
最大10年	180万円 (うち県120万円)	フレッシュミモザ法人 + ワーク・ライフ・バランス宣言
最大5年	90万円 (うち県60万円)	- (上記以外の法人)

### 介護ロボットの導入・ICT化等に対する支援



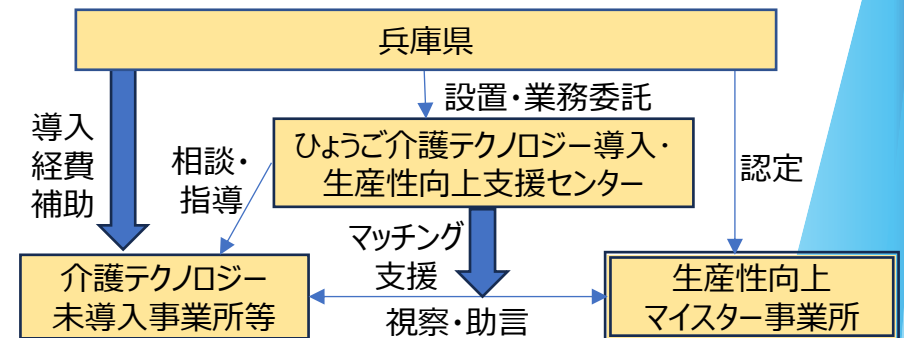
(導入例)見守りセンサー



(導入例)装着型パワーアシスト

※「介護ロボットの開発・普及の促進」(厚生労働省)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>)を加工



### (3) 介護予防の推進・強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を支援

#### ① 市町が実施する地域支援事業への支援

- 介護予防・生活支援体制の充実（市町への伴走型支援等）
- 在宅医療・介護連携の推進
- 地域包括支援センターの機能強化（相談対応力向上・組織マネジメント研修等）

<地域包括支援センターの設置状況（令和7年(2025年)4月1日現在）>

設置市町数	本所	サブセンター	ブランチ	合計
41市町	215	10	72	297

※サブセンターは本所と一体となって活動し、ブランチは窓口の機能を果たしている。



地域包括ケアシステムの構成要素を表した植木鉢図

#### ② 老人クラブ活動の「支え合い」と「社会参加」による介護予防の推進

- 支え合い、居場所づくり、健康づくりなどの活動への支援

補助対象	活動内容
県老人クラブ連合会	県域における以下の取組等 ・市町老人クラブ連合会の会長研修会や女性・若手リーダー研修 ・健康づくり・介護予防に関する先進優良事例等の情報収集紹介 ・ブロックによる健康づくり・介護予防に関する事業や講演会の実施
市町老人クラブ連合会	市町域における以下の取組等 ・健康づくり・シニアスポーツ活動、趣味・文化・レクリエーション活動、学習活動等 ・健康保持・介護予防等の料理教室、ニュースポーツの普及促進等の健康づくり・介護予防に関する実践活動
単位老人クラブ	地域における以下の取組等 ・共生型助け合い活動、 <b>クラブ活動継続の推進</b> ・健康づくり(健康体操等)活動

**補助対象経費を拡充**

わらわ活動や担い手不足対策、熱中症対策にも活用可



健康づくり活動の様子

## 2. 子ども・子育て支援の推進

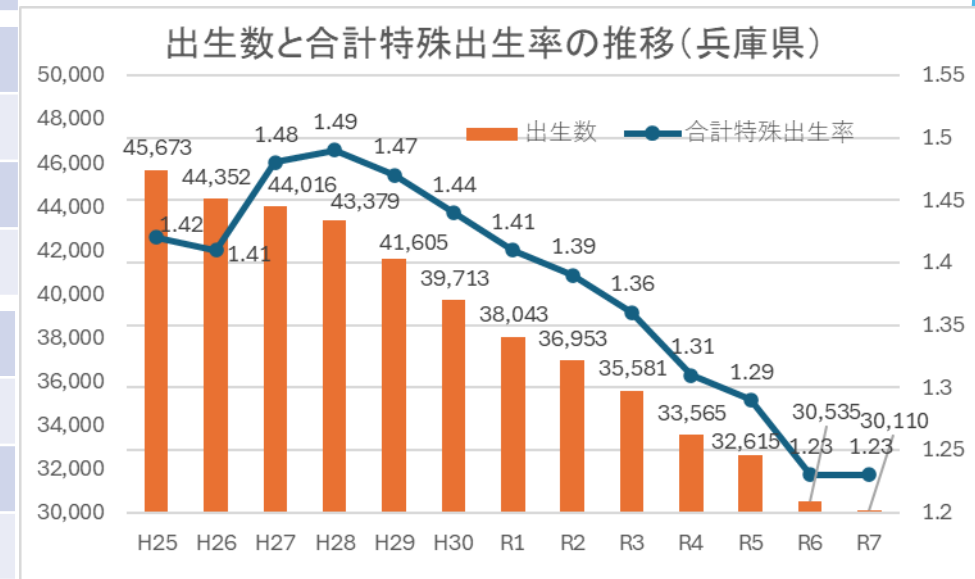
20

### (1) ひょうご子ども・子育て未来プランの推進

- 少子対策・子育て支援等に関する施策の基本的な方向を体系的に定める「ひょうご子ども・子育て未来プラン(R7～11年度)」を推進
- 「誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現」を目指す。
- 「次代を担う若者の結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が叶う兵庫」を重点テーマとし、4つの数値目標と6つの推進方策を設定し推進

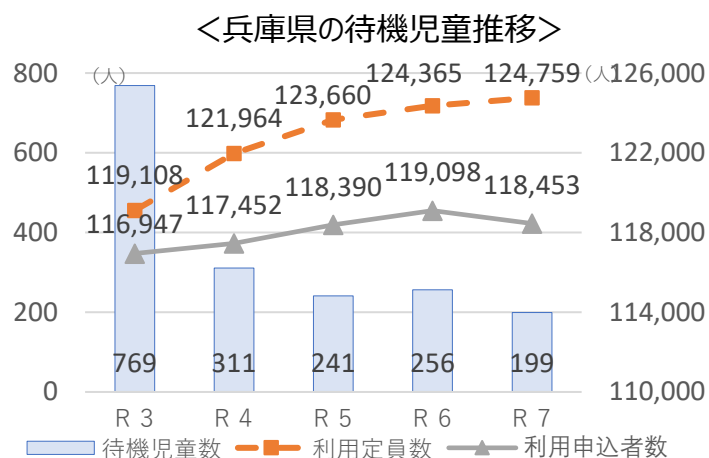
#### プランの概要

1 計画期間	2025（令和7）年度～2029（令和11）年度
2 基本理念	誰もが安心して子育てでき、全ての子どもが健やかに育つ兵庫の実現
3 数値目標	(1) 安心して楽しく子育てできると思う人の割合:60%以上
	(2) 待機児童数：期間中早期に0を達成
	(3) 合計特殊出生率:1.27(期間中)
	(4) 出生数：15万人（令和7～11年の5か年の合計）
4 推進方策	(1) 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築
	(2) 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援
	(3) 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実
	(4) 子どもと子育てに温かい地域社会づくり
	(5) 子育てと仕事の両立支援
	(6) 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

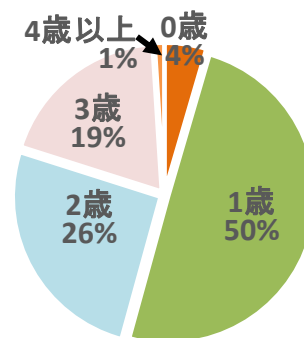


## (2) 待機児童の早期解消への取組と保育の質の向上

- 待機児童の早期解消のため、保育所や認定こども園等の整備・運営支援による保育の受け皿の充実
- 保育士等の処遇改善や保育人材確保対策貸付事業、保育体制強化事業（保育周辺業務等を行う保育支援者やスポット支援員の配置）、高校生のための保育の仕事体験事業、地域限定保育士試験事業、保育士復職支援アンケート事業、保育士・保育所支援センターによる就職支援など、保育人材の確保を推進
- 保育施設への人件費補助や、職員向け各種研修事業(※)等により、保育士等の質の向上と、安全・安心な保育サービスを提供  
※認定こども園園長等・主幹保育教諭等研修、保育士等キャリアアップ研修・免許取得支援、保育実践・対応力向上研修等



＜待機児童の年齢別比率＞



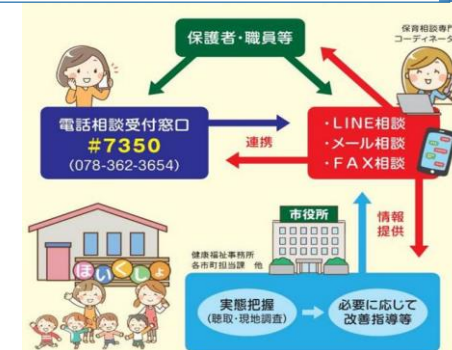
【出典】待機児童数調査（令和7年4月）  
の兵庫県集計値をもとに算出

【新】 保育人材確保のため、実技試験の代わりに実技講習の受講で資格取得が可能な地域限定保育士試験を実施

	地域限定保育士	通常の保育士
資格	合格登録後3年間は登録地域限定で勤務可能	合格登録後、全国で勤務可能
試験	筆記試験及び実技講習（実技試験の代替措置）	筆記試験及び実技試験

## (3) 子育て支援サービスの充実

- 子育て支援の相談・助言を行う「利用者支援事業」や、病気の子どもを看ることができない場合の「病児・病後児保育事業」の推進
- 就労要件を問わず時間単位の柔軟な利用が可能な「こども誰でも通園制度」の推進
- 在宅児童とその親に対し、体験保育や親学習の機会を提供する「乳幼児子育て応援事業」の実施
- 専用ダイヤルやLINE等で保育士や専門職へ相談できる「ひょうご子育て相談」、不適切保育の防止や保育の質の向上に繋げる「認定こども園・保育所等ホットライン」、支援が必要な子どもへの対応等により、子育て支援サービスを充実
- 保育所等における要支援児童とその保護者への対応や、関係機関と連携する専門性を有した「地域連携推進員」（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士等）を基幹となる保育所等に配置



ホットラインのフロー図

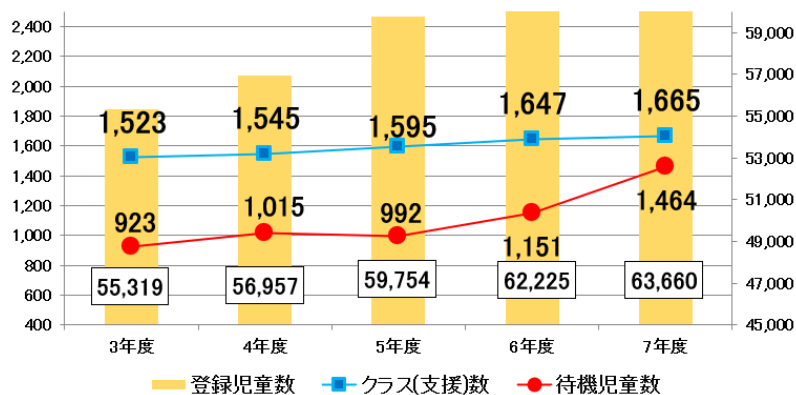
【受付・相談時間】

- 電話相談  
月曜～金曜 9時～21時  
土・日・祝日 9時～17時(12/29～1/3休)
- その他(LINEチャット相談、メール、FAX)

## (4) 放課後の居場所づくり

- 「小1の壁」の解消に向け、小学校の余裕教室や民間アパート等の空きスペースを活用した放課後児童クラブの量的拡大を実施
- パートタイマー等の保護者のニーズが高い夏休み期間に特化した放課後児童クラブを開設する際の開設・運営費を支援
- 放課後児童支援員の認定資格研修や、質の向上研修による人材育成を推進
- 利用児童等の入退出管理や研修のオンライン化を図るICT環境の整備への支援

＜県内放課後児童クラブの推移＞



**【新】** 待機児童の解消のため、若者等を対象としたインターン(職場体験)の実施や放課後児童クラブに参入していない民間事業者の新規参入の促進により、受け皿の整備を促進



## (5) 子育て世帯の経済的負担への軽減の取組

- 安心して子育てができるよう「幼児教育・保育の無償化」の着実な実施
- 保育所等に通う0～2歳児の利用者負担額を支援する「ひょうご保育料軽減事業」の実施
- 多胎育児家庭における大型ベビーカー等の購入を支援する外出環境支援事業の実施

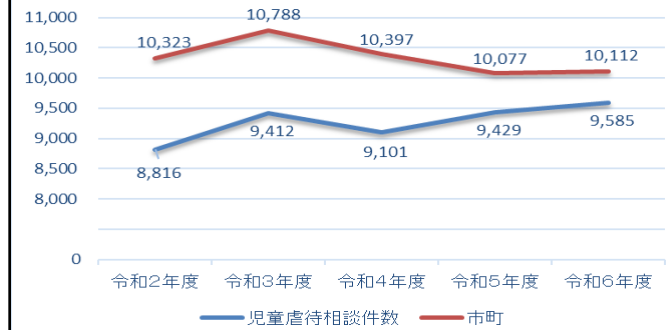


## 3. 児童虐待・DV防止対策等の推進

## (1) 児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止24時間ホットラインの設置運営
- 県こども家庭センター（児童相談所）と市町・児童家庭支援センターの連携による家庭復帰後の見守り支援体制の強化
- 「親子のための相談LINE」によるSNS相談の実施
- 県こども家庭センター（児童相談所）職員の働き方改革や、より質の高い児童相談の実現に向けた児童相談支援システムの再構築
- 県内に活動拠点を置くプロスポーツクラブや包括連携企業等との協働による児童虐待防止啓発の実施
- 中央こども家庭センターの今後のあり方について、引き続き検討

&lt; 児童虐待相談受付状況 &gt;



※県、神戸市及び明石市の合計数を記載

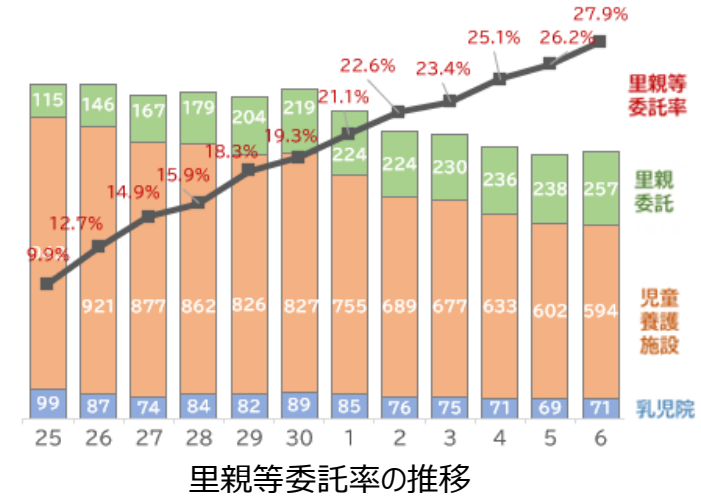


プロスポーツクラブ、包括連携企業との協働による啓発

## (2)社会的養育体制の強化

### ① 「兵庫県社会的養育推進計画」(計画期間：R7年度～R11年度)に基づき、里親委託、特別養子縁組を推進

- 里親開拓から自立支援まで包括的に支援を行う里親支援センターを全てのこども家庭センター管内に設置
- 【新】** ● 複合的課題を抱える子どもの養育スキルを持った里親を増やすため、他の里親を支援できる里親リーダーの養成や、専門里親の悩み解消及び専門性向上のためのサロンを開催
- 【新】** ● 特別養子縁組成立後の支援体制を強化するため、相談支援員の配置、サロンの開催、ロールモデル家庭との交流を実施



### ② 施設等を退所したケアリーバーの自立に向けた支援

#### <入所中> 将来の選択肢を広げる機会づくり、学びや好奇心を満たす環境づくり

- 学習環境の保障と体験機会を増やすため、小学生の学習塾代を支援
- 【新】** ● 施設入所中等の小学生を対象に職業体験の機会を提供
- 予備校と連携した大学進学支援セミナーの開催 (令和7年度開催実績：2回(6月、11月))

#### <退所後> 支援のネットワークづくり等の実施

- 【拡】** ● ケアリーバー専門相談窓口の運営 (現行の相談支援に加え心理的ケア実施による支援の充実)
- ケアリーバー応援企業の拡大 (認定・表彰制度の実施<R8.4時点認定企業数：14社>等)
- 【新】** ● ケアリーバー応援企業等と連携した施設等入所児童の短期就労機会の創出
- 【新】** ● 施設等退所後5年以内のケアリーバーへの施設職員による相談支援の促進
- ケアリーバーの生活や支援状況に関する実態把握調査の実施



ケアリーバー専門相談窓口

### (3) 困難な問題を抱える女性・課題を抱える妊産婦への支援

- 「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」及び「第5期兵庫県DV防止・被害者保護計画」（いずれも計画期間：R6年度～R10年度）に基づき、女性家庭センターの相談機能の充実、市町の相談体制充実に向けた支援
- 市町、民間支援団体等との連携による、困難な問題を抱える女性の保護や自立への支援
- 各種広報・啓発事業の実施によるDV防止の普及促進
- 課題を抱える妊産婦に対して、相談から自立支援まで一貫した支援を実施



マタニティホームMusubi

#### 特定妊婦等支援事業

**居場所確保・自立支援事業【入居型】**  
**産前産後母子支援事業【通所型】**  
**課題を抱える妊産婦支援プロジェクト**

居場所を確保し、心理的ケア、生活相談、就労支援、ステップハウスによる自立支援等を実施  
 相談支援のほか、通所や家庭訪問による家事、育児トレーニング等を実施  
 ふるさとひょうご寄附金を活用し、出産準備や生活必需品の購入等に係る経費を補助

### (4) 家庭福祉対策の推進

- 児童手当、児童扶養手当等の支給
- ひとり親の資格取得支援、関係機関と連携した就業支援
- 離婚前後家庭への支援による養育費確保等支援
- 母子父子寡婦福祉資金貸付の実施
- ひとり親家庭等への相談支援
- 大学受験料等支援

#### 【新】離婚前後家庭支援体制強化事業

- 離婚前後の家庭へ、養育費や親子交流の取り決めの必要性を啓発することにより、養育費の履行確保を推進
- 令和8年4月施行の民法等改正法により、離婚後の子の養育に関する制度が大きく変わることから、当事者や支援者へ周知

＜当事者へのPR＞ ・保証契約補助、公正証書作成費等補助のさらなる周知、利用促進 ・当事者への啓発

＜市町との連携＞ ・養育費確保等を含む家庭福祉対策推進に関する市町連絡会議

＜支援者への支援＞ ・多職種の相談関係職員向け研修 ・離婚後の共同親権導入の研修 ・民間支援団体との意見交換

## Ⅲ.ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

### 1.ユニバーサル社会づくりの推進

( 15,390,153千円)

### 2.障害福祉施策の推進

( 57,711,304千円)

### 3.自殺防止対策の推進

( 178,112千円)

(単位：千円)

所要経費 の要求額	財 源 内 訳			
	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
73,279,569	6,743,002	933,074	103,300	65,500,193

## 1. ユニバーサル社会づくりの推進

## (1) ユニバーサル社会の実現に向けた施策の推進

- 県民、事業者、団体等との参画と協働により総合的・横断的に取り組むための「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、ユニバーサル社会の実現に向けた施策を推進

1 計画期間	2025（令和7年）年度～ ※社会情勢やユニバーサル社会づくりの取組状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施
2 めざすべき社会像	全ての県民がユニバーサル社会の当事者として互いを尊重し、支え合い、持てる力を発揮し、自分らしく楽しく活動し、自己実現することができる寛容な社会
3 基本理念	① ひと 人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会
	② 参加 全ての人がその能力を発揮して、多様な社会参加・参画ができる社会
	③ 情報 生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会
	④ まち 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会
	⑤ もの 全ての人のためにとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

- 合理的配慮の義務化(R6.4)、総合指針の改定(R7.3)、手話施策推進法の施行(R7.6)等を踏まえ、「ユニバーサルひょうご」づくりの普及を強化

## みんなの声かけ運動の普及啓発

- ・ ユニバーサルひょうご普及啓発強化員による普及啓発、学校や民間事業者等への出前講座

## 身体障害者補助犬理解促進事業

- 【拡】・「受入拒否」をなくすための学校への出前講座に加え、民間事業者向け研修会(飲食店、宿泊施設等業種別に内容拡充)や、新たに一般県民を対象とした講習会・体験会

## 手話言語推進事業

- ・ 公共交通機関、民間事業者向け手話研修会
- ・ 手話でのコミュニケーションを必要とする方からの電話対応の実施（手話リンクの導入 R8.3～）

## 盲ろう者の更なる社会参加促進

- ・ 盲ろう者への理解や必要な支援を学ぶ公共交通機関向け研修

- 福祉のまちづくり研究所の医療・介護用ロボットリハビリ等の拠点化を推進

- ・ 福祉施設等でニーズがある研究成果を企業や大学と協業して商品化
- ・ 最先端介護・福祉機器の情報発信や実証評価を実施



ヘルプマーク



耳マーク



ほじょ犬マーク



航空機部品製造の高い技術力と産学官の知を結集した子ども用スポーツ車です

## (2) 障害者スポーツの推進

- 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会のレガシーを継承し、パラスポーツのさらなる機運醸成等の取組を強化するとともに、障害者のスポーツ機会の拡大を図るため、障害者が安全・安心に利用できる県内スポーツ施設の環境整備を促進するなど、より一層のパラスポーツの振興を推進

### パラスポーツ体験会・パラアスリート交流会等の実施

- ・ Universal Dance Festival と同時開催 (R8.9 予定)  
 <場所> メリケンパーク <競技> 競技用車いす乗車体験等 (予定)
- ・ パラスポーツ王国HYOGO&KOBE 夢プロジェクトと同時開催 (R8.11.8)  
 <場所> しあわせの村 <競技> 車いすバスケットボール、卓球バレー、ボッチャ 等  
 FUNラン&ウォーク、ユニバーサルリレー等同時開催

### ひょうごパラスポーツ振興の充実

- ・ スポーツ施設職員の障害者対応力向上研修の開催
- 【新】・ 県内スポーツ施設ユニバーサルデザイン状況見える化支援
- 【新】・ 民間スポーツ施設ユニバーサルデザイン化支援 (環境改善支援、介助者利用料支援、障害者受入促進 等)
- 【新】・ 新たなパラスポーツ拠点整備の検討



UDF (R7)  
※デフリンピック出場選手と交流



パラスポーツ王国 (R7)

## (3) 障害者芸術の推進

- ひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核に、常設展示等により障害者の芸術文化活動を支援

### 障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクト

- ・ 障害者アートギャラリー (原田の森ギャラリー内) での常設展の開催 (3か月×4団体)
- ・ 兵庫県障害者芸術・文化祭の開催 (舞台部門: R8.11頃 美術工芸作品公募展: R9.3頃)
- ・ 展示を希望する事業者と福祉事業所を繋ぎ、展示機会の拡大を図るユニバーサルなアートマッチングを推進
- 【拡】・ 新たに芸術活動に取り組む福祉サービス作業所等を対象に、画材や楽器の購入を補助  
 作品制作等のスタートアップを支援するとともに、新たな障害者アーティストの発掘につなげる
- 【拡】・ 障害者芸術文化活動推進会議 (仮称) の設置



障害者アートギャラリー



スウェーデンハウスでの  
マッチング展示

- イベント会場や映画館等での鑑賞・体験会を開催し、障害のある子どもたちの社会参加を支援

### 「みてみよう・やってみよう」プロジェクト

- ・ ユニバーサルな映画鑑賞会の開催 (年2回: R8.8、12頃)
- ・ ユニバーサルなミュージックフェアの開催 (年2回: R8.11、R9.1頃)
- 【拡】・ ユニバーサルなパフォーミングアーツフェスティバルの開催 (障害者の舞台芸術の発表の場を創出 (年2回: R8.11、12頃))

## (4) 障害者の就労支援

- 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤や社会参加の機会となる就労を支援
  - ・ 工賃向上事業を展開（しごと開拓や販路拡大支援、商品開発の専門家派遣や高品質化、優先発注拡大等）
- 【新】 障害福祉サービス事業所で製作された「こころひん」の認知度向上及び販路拡大
  - ・ 農福連携の推進（農業研修、好事例の紹介、農業経営を意識した専門家派遣等）
  - ・ 一般就労に向けた取組（就業・生活支援センターの運営、障害者インターンシップ事業等）

こころひん  
kokoirohin

愛称及びマスコットキャラクター



農業研修の様子

## (5) 障害者の情報取得支援

- オーディオブックの充実強化、手話通訳者等の派遣など、情報アクセシビリティの確保及びコミュニケーションの支援を充実



点字図書館



録音図書（デージー図書）

### 視覚障害者情報取得等充実強化事業

- 【拡】 点字図書館におけるオーディオブック利用促進のための特別支援学校等への出前PRの実施や家族・支援者等への広報強化

## (6) 障害児者のくらし支援

- 医療的ケアを要する障害児者への支援の充実

### 医療的ケア児支援センターの運営等

- ・ 医療的ケア児及びその家族の様々な相談に対して総合的に対応する拠点として設置・運営（R4～）
- ・ 市町等に配置する医療的ケア児等コーディネーターの養成及び連携の強化（R6末に全市町に配置）

### 【拡】 医療的ケア児等医療提供体制確保事業

- ・ 医療機関において輪番制で確保する短期入所用ベッドの常時確保数の増（R7: 2床→R8: 3床）
- ・ 障害の内容や受入期間等、施設毎の受入条件を整理し、医療的ケア児の受入可能施設情報の見える化を推進 等

### 施設整備の促進

- ・ 医療的ケアを要する障害者に対応したグループホームや、通所支援事業所の県単独補助による整備促進

- 兵庫県こどものきこえ相談センターの運営

- ・ R6.9に開設した同センターを拠点に、聴覚障害児に対し、関係機関の連携による新生児期からの切れ目のない支援を実施

## 2. 障害福祉施策の推進

### (1)「ひょうご障害者福祉計画」の総合的な推進

- 「第2期ひょうご障害者福祉計画」（計画期間：R4年度～R8年度）及び「第7期兵庫県障害福祉実施計画」（計画期間：R6年度～R8年度）に基づき各種施策を総合的に推進
- 令和8年度末の両計画期間終了に向け、兵庫県障害福祉審議会において、次期計画の内容について議論

### (2)生活基盤づくり

#### ①相談支援体制の充実と質の高い人材養成及び権利擁護の推進

- 相談支援専門員やサービス管理責任者等への研修
- 障害者差別解消(合理的配慮アドバイザーの派遣、事業者へ啓発)

#### ②障害福祉サービス等の充実

- 肢体不自由児者等の診察・リハビリ・相談機能を有する県立障害児者リハビリテーションセンターの運営
- 高次脳機能障害の特性に応じた専門的な支援を実施する支援者を養成するための研修の実施

#### ③強度行動障害を有する児者に対する地域支援体制の構築

- コンサルティング方式での研修の実施により地域の核となる指導者（スーパーバイザー）を養成

**【拡】** ● 支援者の更なる支援力向上を図るとともに、スーパーバイザーの指導力向上を目的として県独自の実践的な研修を実施

- 関係機関と連携を行いながら、状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援を実施する広域的支援人材の派遣調整を行う強度行動障害に関する専門人材を配置



合理的配慮の啓発



強度行動障害の広域的支援人材の派遣

#### ④ひきこもり支援の強化

- ひきこもり総合支援センターの設置（相談支援員2名(心理士4日/週)、電話相談員1名を配置）
- 市町への後方支援を強化するため、市町単独での対応が困難な案件について、市町職員が自宅等を訪問する際の同行支援等を行う専門職を県内に5名配置（神戸市を除く全県域をカバー）
- 支援団体への支援(運営力向上研修、ネットワークの構築)、広域的な支援(オンライン居場所、家族交流の場等)を実施

#### ⑤発達障害児（者）支援体制の充実

- 発達障害児の早期発見・早期療育等のため、県立こども発達支援センターの運営
- 発達障害者への総合的支援拠点である、ひょうご発達障害者支援センターの運営

#### ⑥精神障害者支援体制の充実

- 家族など医療機関外の者との面会交流の機会に乏しい入院者を対象に、希望に応じて傾聴や情報提供等を行う支援員を派遣する入院者訪問支援事業の実施
- 依存症対策として、自助グループ等の団体への支援、ポータルサイトの立ち上げやインターネットを活用した啓発を実施



依存症相談窓口

### (3)くらし支援

- グループホームにおける支援の充実に向け、職員の資質向上のための研修の実施
- 「親なきあと」等を見据え、在宅障害者・保護者の希望する暮らしの実現に向けた説明会の開催

### 3. 自殺防止対策の推進

#### (1)「兵庫県自殺対策計画」に基づく自殺対策の総合的な推進

- 「兵庫県自殺対策計画」（計画期間：H30年～R9年）に基づき、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない兵庫」の実現をめざし、市町や関係機関・団体と連携し、自殺対策を総合的に推進
- 令和9年度の兵庫県自殺対策計画改定に向けて県民対象の意識調査を実施

#### (2)相談体制の充実強化

- SNS等、多様な手段を活用した相談窓口等の情報発信
- 「いのちと心のサポートダイヤル」など24時間電話相談体制

#### (3)地域における支援体制や市町・団体等の地域ごとの取組への支援

- 地域で自殺対策に従事する相談職員等への研修
- 地域の相談支援ネットワーク構築に向けた支援
- ゲートキーパーやいのちを支える専門的人材の養成

#### (4)自殺ハイリスク要因を抱える人への支援の強化

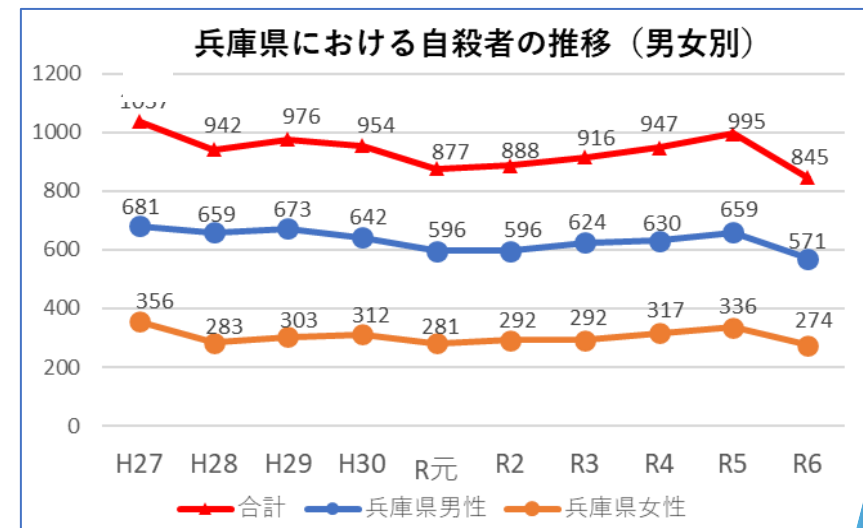
- 精神保健医療福祉等の連携支援体制の強化
- 自殺未遂者、自死遺族に関わる関係者の実践的な研修等

#### (5)各年齢階層別の自殺対策の推進

- ライフステージに応じたきめ細かな自殺対策の推進

#### (6)女性の自殺対策の推進

- コロナ禍で顕在化した孤独・孤立で不安を抱える女性への支援の充実



電話相談等へつなぐための啓発カード

